



伊藤 盛幸 議員

■道路の損傷通報について

Q 市の公式ラインにスマホから道路損傷箇所を通報してもらった仕組みがあり、議会報告会に参加した高校生からも市政に貢献できる場になると評価があった。さらに、より多くの生徒に知ってもらい、うすべきとの提言もあり、対応を伺う。

A

市内各高校へポスターの掲示やチラシ配布などを行い、知ってもらおうという提案はたいへんありがたい。あわせて、歩行中や自転車運転中のスマホ使用に対する注意喚起も行つてまいりたい。



■教育委員会の職務権限について

Q 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に「市長は歳入歳出予算のうち教育委員会に係る議案を作成する場合は教育委員会の意見を聴かなければならない」と規定されている。これまでの進め方はこれに反していないか伺う。

A

教育委員会に係る当初予算は事前に教育委員会協議で説明しているが、補正予算は事後に説明することとしている。5月19日の教育委員会協議定例会後に担当部署から説明を受けたが、予算について特に異論はなかったものである。

■鳥獣の被害対策について

Q 鳥獣被害対策による捕獲方法と実績について伺う。

A

捕獲実績については、令和6年度は、ニホンジカ1898頭、イノシシ107頭、ハクビシン71頭、ツキノワグマ34頭、令和7年度は8月24日現在、ニホンジカ933頭、イノシシ45頭、ハクビシン70頭、ツキノワグマ33頭となっている。捕獲方法としては、設置した罠が自動的に作動するなど人手をかけずに捕獲が可能な罠猟が中心である。



若柳 良明 議員

■コミュニティ会議の職員の賃金について

Q 会計年度任用職員の給与が引き上げになった場合、コミュニティ会議職員の賃金も引き上げるべきと考えられているか。

A

指定管理料のうち人件費についても業務の実情に鑑み雇用条件が悪化することがないよう配慮している。最低賃金の改定や社会経済情勢の変化に対応するため5年間の指定管理期間にとらわれず人件費相当額の変更が必要であると判断した場合は、指定管理料の見直しについて適宜対応する。



照井 明子 議員

■医療的ケアが必要な人の災害対策について

Q 在宅の医療的ケア児者の人数及びそのうち個別避難計画を作成している人数・割合を伺う。

A

国では「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」を令和8年9月18日より施行している。

市では、18歳以下の医療的ケア児のみを把握しており、本年8月末時点で21名であり、個別避難計画作成済みの人数は4名で、その割合は19%である。研修会を通じ、今後個別避難計画の作成を進めていく。

■新花巻図書館整備基本計画に係る情報公開について、第1回プロポーザル選定委員会の評価基準の設定等に係る意見交換内容について公開すること、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど、委員の率直な意見交換・意思決定の中立性が損なわれることが懸念され非公開とした。

A

新花巻図書館整備基本・実施設計業務プロポーザルに係る情報公開について、第1回プロポーザル選定委員会の評価基準の設定等に係る意見交換内容について公開すること、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなど、委員の率直な意見交換・意思決定の中立性が損なわれることが懸念され非公開とした。



伊藤 忠宏 議員

■道路周辺及び河川の樹木について

Q 落雷や大雨による倒木や枝折により、災害発生が考えられる箇所が存在するが、対策について伺う。

A

市では危険性を確認した場合、原則として所有者に伐採依頼をするなど、道路通行上の安全に努めている。市管理河川だけでなく、国や県の管理河川でも適切な樹木伐採や河道掘削を要望し、災害対応能力を高めている。



■高齢者の自動車運転について

Q 生活環境の不便さを理由に免許返納を躊躇している高齢者を対象とした安全運転に関する支援について伺う。

A

高齢者の事故原因は、操作不適と安全不確認が多く、不安に思う人には運転免許証の自主返納をすすめている。現時点において、後付安全装置の補助は検討していない。市において、無料の出前講座として交通安全教室を実施している。まずは、出前講座の活用を検討いただきたい。

■新図書館整備について

Q 建設用地についてJR東日本との交渉の進捗状況、取得費用とその取得に係る予算案の提出時期について、またJR東日本との仮契約のようなものはあるか伺う。

A

取得予定地の境界が確定した後、土地評価を行い買取価格について協議する。現在示されている1億3000万円という金額は市側が提示した金額でありJR側の土地評価はこれからである。土地取得に必要な予算は令和9年度当初予算に計上とはならない。



羽山 み子 議員

予定である。現在においてJR東日本とは協議しているが仮契約というものはない。

Q

未取得の状況で基本・実施設計業務委託業者を公募することの適法性、土地を取得できなかった場合の公募プロポーザル方式の取り扱いについて伺う。

A

令和12年度の完成を目指すため、現時点から設計業務を行う必要があり、土地の所有権がなくともこれを対象とした設計を実施することは違法ではない。仮に土地の売買について議会が否決しても公募プロポーザル方式そのものが無効になることはない。



鹿討 康弘 議員

■観光客の利便性を損なう現金決済の市対応について

Q 宮沢賢治イーハトーブ館の物販やカフェは現金のみ。3月定例会でも電子決済の導入を指摘したが未対応のままで不便の声がある。

A

宮沢賢治イーハトーブ館の売店等は宮沢賢治学会が運営しており、端末費用や手数料負担への懸念からキャッシュレス導入が進んでいなかった。しかし利便性向上を重視し、令和8年度から導入の方向で検討中である。市としても観光客の利便性向上に資するように、関係団体と協力し確実な実現を目指す考えである。

■JR花巻駅橋上化と新図書館、動線接続の必要性について

Q JR花巻駅橋上化と新図書館整備で、駅自由通路と図書館を接続する計画に含めていない。橋上化は国補助を活用しJRが整備し、通路は市が管理する。新図書館はJR用地を取得し令和9年度に予算計上予定。今から接続計画を見直せば設計のやり直しとなり、合併特例債の期限に到底間に合わず、計画全体を白紙に戻すことは現実的でない。

A

駅自由通路と新図書館の接続は、商業施設併設がなくとも費用も大きい計画に含めていない。橋上化は国補助を活用しJRが整備し、通路は市が管理する。新図書館はJR用地を取得し令和9年度に予算計上予定。今から接続計画を見直せば設計のやり直しとなり、合併特例債の期限に到底間に合わず、計画全体を白紙に戻すことは現実的でない。

